

新司法試験・論文式問題案（刑事系）

【設問】

以下の問題文を読んで、あなたが本件の担当検察官として、A及びBをいかなる罪名で起訴すべきか、実体法上、手続法上の問題点を指摘しつつ論ぜよ。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法違反の点については、触れる必要はない。

【問題文】

Aは、資産家であるXの自宅から金品を盗むことを計画し、Xの一家が週末の夕刻から深夜にかけて自宅を空けることが多いとの情報を得た。そこで、Aはかねてより知り合いのBに盗みの計画を持ちかけ、Bが独りでXの自宅に盗みに入ることとし、具体的な侵入経路や盗みの手順、手段についてはすべてBの判断に任せた。なお、Aは、Bが日常的に護身用として刃体の長さが10センチメートルを優にこえる折りたたみ式ナイフを所持していることを知っていた。

Bは、週末の犯行当夜午後10時ころ、X宅の勝手口の鍵を解錠して中に入り、数分間屋内を物色し、1階リビングルームにおいて純金ネックレスを発見し、これを所携のバッグに入れた。ところが、その直後、思いがけずX一家（4名）が帰宅した。Bは、慌ててX宅1階のクローゼットに身を隠した。Bは翌日の午前4時ころ、X一家が寝静まったであろうと思い、隠れ場所を抜け出し、X宅を退去しようとしたところ、誤って1階キッチンでテーブルの脚につまずき、物音を立ててしまい、隣室にいたXに発見されてしまった。Bは所携の折りたたみ式ナイフで、迫ってくるXを威嚇して逃走しようとしたが、XはそれにたじろがずBに襲いかかりBを羽交い締めにした。その際、XはBが振り回したナイフにより左腕に全治1週間の切傷を負った。しかし、それでもBは隙を見て、逃げ出した。

Bが逃げ出した直後、XとBがもみあっていた物音で起き出した家人が110番通報し、駆けつけた警察官が付近を探したところ、午前5時30分ころ、X宅から約1キロメートル離れた24時間営業のコンビニエンスストア付近で、Bを発見した。Bが手ぶらでふらふらと歩いている様子に不審を感じた警察官3名は、その場でBを取り囲むようにして職務質問を始めるとともに、うち1名の警察官がいきなりBの上着の右ポケットを探ったところ、折りたたみ式ナイフが発見され、血液のようなものが付着しているのを認めた。警察官は、その場でBを銃砲刀剣類所持等取締法違反の現行犯人として逮捕した。なお、このときBの身体からはネックレスは発見されなかった。

その後、Bは同法違反の被疑事実で勾留された。Bは、この勾留期間中、専らX宅に盗みに入った件について取り調べを受けた。Bは、逮捕当初から、折たたみ式ナイフを持っていたことについては認めていたものの、X宅に盗みに入ったことについては当初否認していた。しかし、Bは最初の10日間の勾留期間満了直前に、担当検察官から勾留期間をさらに10日間延長すると言われた後に、自分が金品を盗むつもりでX宅に侵入したことを認めるに至った。

検察官は、Bの勾留をさらに10日間延長し、さらにX宅における盗みの件でBを追及したところ、BはX宅で所携の折りたたみ式ナイフを振りかざしX本人ともみあったことを認めたほか、さらに本件はもともとAと2人で計画したことを認め、Aと計画を立てた経緯について詳細に供述した。また、Bの供述に基づく捜索の結果、Bが逮捕されたコンビニエンスストア脇の茂みからXのものであるネックレスが発見された。

Bは、勾留延長期間満了直前に銃包刀剣類所持刀取締法違反の被疑事実について罰金20万円の略式命令がなされて釈放され、直ちに、X宅へ盗みに入った件で改めて逮捕されその後勾留された。

Aは、Bの供述などがきっかけとなって、その後逮捕勾留された。

Aは、逮捕勾留期間中、一貫して被疑事実を否認したが、担当検察官は、捜査を尽くした結果、AがBとともにX宅に盗みに入る計画を進めたこと（前述のとおり）についての証拠としてAの指紋が付着した住宅地図を収集し、A及びBいずれについても公判請求をすることとなった。

（参考）

銃刀法剣類所持等取締法22条「何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物を携帯してはならない。但し、内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが8センチメートル以下のはさみ若しくは折りたたみ式のナイフ又はこれらの刃物以外の刃物で、制令で定める種類又は形状のものについては、この限りでない。」

同法32条「次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。（以下、4号以外省略）

4号 第22条の規定に違反した者」

以上